

八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業環境影響評価方法書に対する市長意見

1 ばい煙について

（１） 硫黄酸化物等の排出濃度について

処理系統の詳細図において、処理対象物としてダスト類に加え、コークス及び石灰が示されているが、ばい煙に関する事項において、排出濃度の諸元はダスト類の投入量、含有される元素の組成想定及び集塵機の性能を基に設定としている。

については、コークス及び石灰の使用量を準備書に記載するとともに、これらの使用に伴い硫黄酸化物等の排出濃度が変わるときは、変更後の排出濃度を用いて調査、予測及び評価すること。

（２） ばいじん等について

酸化亜鉛回収集塵機及び排ガス処理集塵機で回収したばいじん等の処分方法を準備書に記載すること。

2 建設発生土について

対象事業実施区域への埋め戻しが困難な建設発生土については、緑地造成事業に活用する計画とされているが、事前の土壌汚染調査において汚染が判明したときは、新たな環境負荷を生じないように関係法令に従い、適切な対策を講ずること。